

# 二宮町新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン

【令和5年3月13日改定版】

このガイドラインは、政府の新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言を踏まえ、町の施設における感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を示したものです。

各施設においては、各業種や施設の種別ごとのガイドラインを参考にするとともに、本ガイドラインに基づいて、感染拡大予防対策を実施してください。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う情勢の変化等により、今後、本ガイドラインを変更することがあります。

## 1 利用者に実施していただく事項

### (1) 利用の自粛

発熱または咳・咽頭痛など症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、利用を控えてください。

### (2) 飲食を伴う利用の制限

他者と身体的距離（2m以上を目安）の確保、対面に着席しないなど間隔を空けるよう徹底してください。

調理物を食す際には、十分な対人距離を取り、会話は控えてください。

なお、各利用団体等においては、食器や調理器具等はできるだけ持ち込みしたものを使用し、利用後に水道栓、ガスコンロのつまみ、ガスの元栓、冷蔵庫、窓の鍵等利用者の手が触れた場所や使用した調理道具・器具を必ず消毒・除菌してください。

### (3) 利用定員数

収容人員が定められた施設は、各施設で定められた収容人員数を上限として利用してください。地域集会施設等で収容人員が定められていない施設は、密を避けるよう、他の利用者との距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）確保できる人員で利用してください。

### (4) マスクの着用

マスクの着用は、個人、団体等の判断に委ねます。

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

### (5) 道具の持参

使用する道具やタオルについては、極力自分自身で持参し、共用を避けるようにしてください。

(6) 手洗い、手指消毒

利用前に石鹼による手洗い及びアルコール消毒を必ずしてください。

(7) 対人距離の確保等

他の利用者との距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）確保してください。運動・スポーツ中には、唾や痰を吐かないようにしてください。

(8) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(9) 換気

利用する部屋については、原則30分に1回5分程度、換気してください。

(10) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行ってください。

(11) ごみの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(12) 合唱、カラオケ等

合唱、カラオケについては、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（一般社団法人全日本合唱連盟策定）」を遵守してください。

## 2 施設管理者において実施する事項

(1) 利用時の注意点の周知

事前に施設利用の注意点をホームページ及び施設の入口などに明示することを徹底する。

(2) マスク着用の周知・確認

マスクの着用については、利用者の判断に委ねることとする。

(3) 手洗い場所の確保、手指消毒剤の設置

入口付近にアルコール消毒液等を配置する。

(4) 来場者の体調の確認の周知

発熱等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないようにするため、利用を控えていただくことを周知する。

(5) 対人距離の確保

ア 対人距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空ける工夫をするよう周知する。

イ 利用定員が定められた施設の利用については、各施設で定められた利用定員数を上限として利用するよう周知する。

(6) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽する。

(7) 換気

屋内施設については、原則30分に1回5分程度、下記のとおり換気することを周知する。なお、換気ができない場合は利用不可とする。

ア 窓が2か所あり完全に空気を入れ替えることが望ましい。(機械換気でも可)

イ 窓がない場合は、入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫を要する。

(8) ごみの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。

イ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。

(9) 飲食を伴う利用の制限

十分な対人距離の確保、対面に着席しないなど間隔を空けるよう周知を徹底する。

(10) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合

ア 速やかに別室へ移し、隔離する。

イ 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

(11) 合唱、カラオケ等

合唱、カラオケを行う際は、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン(一般社団法人全日本合唱連盟策定)」を遵守するよう周知すること。